2 民間給与関係資料

平成 28 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員(公営企業職員を除く。)の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 10,533 事業所

- (7) 農業, 林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業, 郵便業
- (ケ) 卸売業, 小売業
- (3) 金融業,保険業
- (サ) 不動産業, 物品賃貸業
- (シ) 学術研究,専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業,飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業, 娯楽業
- (ツ) 教育, 学習支援業
- (身) 医療, 福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業 (中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)
- イ 調査対象職種

76 職種 (うち初任給関係職種 18 職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,201事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

50,652人(うち初任給関係職種4,894人)

第 10 表 產業別、企業規模別調査完了事業所数

企業規模						
産業	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業,林業、漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業,採石業,砂利採取業、 建 設 業	59	8	8	13	22	8
製 造 業	198	33	50	36	65	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業,郵便業	196	19	20	24	88	45
卸 売 業 , 小 売 業	139	16	18	21	76	8
金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業	83	31	15	5	22	10
教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業	182	15	28	30	82	27
計	857	122	139	129	355	112

⁽注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が344事業所あった。

第 11 表 民間における定期昇給制度の状況

項目	定期昇給 制度あり	定期昇	給制度	の内容	定期昇給 制度なし
役職段階	間及びグ	自動昇給	查定昇給	昇格昇給	11,1/2 6
一般従業員	87.3 %	31.4 %	70.5 %	43.9 %	12.7 %
管理職(課長級)	80.0 %	20.8 %	66.9 %	42.0 %	20.0 %

⁽注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 12 表 民間における定期昇給の実施状況

項目							
	定期昇給制度あり	定期昇給	定期昇給	定期昇給 制度なし			
役職段階	11137X 07 7	実 施 増		減額	変化なし	停 止	1117/2 - \$ 0
一般従業員	85.2 %	84.2 %	26.7 %	6.7 %	50.8 %	1.0 %	14.8 %
管理職(課長級)	76.7 %	75.6 %	24.0 %	6.6 %	45.0 %	1.1 %	23.3 %

⁽注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

² 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第 13 表 民間における家族手当制度の状況

	ment from Lee			ment from Leb	
家族手当制度がある	配偶者について 家族手当を 支給する	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない	配偶者について 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
62.1 %	(85.9 %)	[88.1 %]	[11.9 %]	(14.1 %)	37.9 %

- (注)1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 - 2 []内は、配偶者について家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

第 14 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配偶者	16, 204 円
配 偶 者 と 子 1 人	23, 423 円
配偶者と子2人	29,848 円

- (注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
- 備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,500円、配偶者以外については、1人につき6,000円である。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

第 15 表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を	税制及び社会保障制度の	配偶者に対する家族手当を
見直す予定又は見直すこと	見直しの動向等によっては	見直す予定がない
について検討中	見直すことを検討する	(検討も行っていない)
10.8 %	13.0 %	76.2 %

⁽注) 配偶者について家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	55.5 %
非 支 給	44.5 %

第 17 表 民間における冬季賞与の配分状況

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
一般従業員	50.3 %	49.7 %
管理職(課長級)	44.7 %	55. 3 %
管理職(部長級)	43. 2 %	56.8 %

第 18 表 民間における特別給(賞与)の支給状況

企	業規模				
項目		規模計	1,000 人以上	1,000 人未満	
平均所定内給与月額	下半期	389,248 円	409, 296 円	371,478 円	
平均用定內和分月額	上半期	390,915 円	411,021 円	373, 171 円	
特別給の支給額	下半期	841,490 円	964, 452 円	726,588 円	
行 加 和 少 义 和 确	上半期	880,501 円	1,018,688 円	752,131 円	
	下半期	2.16 月分	2.36 月分	1.96 月分	
特別給の支給割合	上半期	2.25 月分	2.48 月分	2.02 月分	
	年間計	4.41 月分	4.84 月分	3.98 月分	

⁽注) 下半期とは平成 27 年 8 月から平成 28 年 1 月まで、上半期とは平成 28 年 2 月から 7 月までの期間を いう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は4.30月である。

第 19 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

<i>x</i> '	<u> </u>	495.1主	<u>区</u>	TE //)	文 分		<u> </u>	4,,,,,	7 I M 7 B	主 業	規規	莫
職	種				/	学	:	歴	規模計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
						大	学	卒	円 205, 534	円 209, 519	円 204, 191	円 202, 891
新	卒	事	務	員		短	大	卒	179, 415	* 186, 456	172, 879	x
						高	校	卒	168, 914	* 168, 955	166, 654	* 179, 593
						大	学	卒	208, 917	217, 349	206, 466	207, 930
新	卒	技	術	者	{	短	大	卒	185, 503	* 176,516	187, 799	x
						钷	校	卒	171, 116	* 163,805	172, 141	* 181,873
						大	学	卒	206, 423	211, 139	204, 826	204, 398
新	卒事務	員 •	技術者	計		短	大	卒	181,737	184, 065	179, 338	* 198,992
						高	校	卒	170,027	166, 364	169, 321	* 180,925
新	卒	研	究	員		大	学	卒	X	X	_	_
新	卒 研	究	補助	員	\int	短	大	卒	_	_	_	_
15/1	7 10	76	1111 197	只		高	校	卒	_	_	_	_
準	新	卒	医	師		大	学	卒	X	_	X	_
準	新	卒	薬剤	師		大	学	卒	* 247, 026	* 252, 747	X	_
準	新卒診	療が	対線 技	師		養	成彦	卒	_	_	_	_
新	卒	栄	養	士		短	大	卒	_	_	_	_
準	新	卒	看 護	師		養	成彦	京 卒	* 229,814	x	* 221,698	_
準	新卒	准	看 護	師		養	成彦	卒	_	_	_	_
新	卒	大 结	学 助	教		大	学	卒	_	_	_	_
新	卒 高	等与	牟 校 教	諭		大	学	卒	* 215,505	_	* 215,505	_
新	卒		船	員		海学	上 找 校	え 術 卒	X	_	X	_

⁽注)1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

^{2 「}準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。 なお、医師については、平成25年3月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を 修了した後、平成28年4月までの間に採用された者に限っている。

^{3 「}x」は調査事業所が1事業所、「*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第 20 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全職種

事務・技術関係職種〔規模計〕

争约	ジ・投削制体 相 	기 上 (901241	平		 額	
			平均	きまって支			備考
職	種		年齢	給する給与	所定内給与	時間外手当	,,,,
			歳	円	円	円	
支	店	長	51. 1	833, 818	833, 818	0	構成員50人以上の支店(社)の長
事	務部	長	51.7	728, 406	728, 406	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事	務部次	長	49.3	705, 874	705, 874	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)
事	務課	長	47.7	614, 179	606, 452	7, 727	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事	務課長代	建	44. 0	575, 160	529, 138	46, 022	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)
事	務係	長	42.6	472, 531	427, 485	45, 046	係の長及び係長級専門職
事	務 主	任	37. 1	423, 115	352, 856	70, 259	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職 (係長-係員間)
事	務係	員	34.0	337, 207	288, 015	49, 192	
工	場	長	51.0	706, 940	706, 940	0	構成員50人以上の工場の長
技	術 部	長	50.9	738, 850	738, 850	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技	術 部 次	長	49. 7	577, 701	577, 701	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間)
技	術 課	長	46. 7	564, 830	555, 486	9, 344	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技	術課長代	建	43. 5	485, 910	427, 669	58, 241	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)
技	術 係	長	39.8	527, 114	421, 854	105, 260	係の長及び係長級専門職
技	術 主	任	37. 1	414, 746	337, 501	77, 245	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職 (係長-係員間)
技	術 係	員	32.7	353, 038	282, 736	70, 302	

- (注)1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない(第20表において同じ。)。
 - 2 「中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(第20表において同じ。)。
 - 3 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(第20表において同じ。)。
 - 4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(第20表において同じ。)。

研究関係職種〔規模計〕

			<u> </u>	分	1	平	均 給 与	額	
					平均 年齢	きまって支			備考
職	種				十四十	給する給与	所定内給与	時間外手当	
					歳	円	円	円	
研	究	戸	斤	長	56.0	972, 720	972, 720	0	構成員50人以上の所の長
研	究 部	(割	果)	長	46. 7	655, 171	645, 840	9, 331	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研	究 室	(存	系)	長	38. 5	488, 947	449, 283	39, 664	構成員3人以上の室(係)の長
主	任	研	究	員	40.6	519, 053	458, 646	60, 407	下記研究員より上位の者
研		究		員	36. 5	412, 280	368, 176	44, 104	
研	究	補	助	員	_	_	_	_	

医療関係職種〔規模計〕

			区	分		並	均給与	額	
		\			平均 年齢	きまって支			備考
職	種				- - M	給する給与	所定内給与	時間外手当	
					歳	円	円	円	
病		院		長	60.4	1, 436, 299	1, 436, 299	0	部下に医師又は歯科医師5人以上
副		院		長	57. 5	1, 586, 613	1, 586, 613	0	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医		科		長	50.1	1, 278, 230	1, 176, 040	102, 190	部下に医師又は歯科医師1人以上
医				師	40.7	1, 036, 934	933, 395	103, 539	
歯	科		医	師	40.0	1, 036, 700	1, 036, 700	0	
薬		局		長	48.4	534, 158	474, 489	59, 669	部下に薬剤師2人以上
薬		剤		師	35. 6	366, 703	328, 868	37, 835	
診	療 放	射	線技	師	38. 4	370, 237	331, 803	38, 434	
臨	床	è 2	査 技	師	38.8	340, 905	302, 115	38, 790	
栄		養		士	36.0	304, 852	274, 704	30, 148	
理	学	療	法	士	35. 5	329, 792	299, 540	30, 252	
作	業	療	法	士	32.6	311, 814	284, 530	27, 284	
総	看	護	師	長	57. 9	599, 565	599, 565	0	部下に看護師長5人以上
看	護		師	長	46. 7	458, 361	409, 071	49, 290	部下に看護師又は准看護師5人以上
看		護		師	34. 6	359, 927	315, 200	44, 727	
准	看		護	師	40.2	318, 701	279, 285	39, 416	

教育関係職種〔規模計〕

		区	分		並	均 給 与	額	
				平均 年齢	きまって支			備考
職	種			一一图1	給する給与	所定内給与	時間外手当	
				歳	円	円	円	
大	学	学	長	58. 9	1, 070, 279	1, 070, 279	0	
大	学	副 学	長	58. 7	833, 905	833, 905	0	
大	学	学 部	長	58.6	827, 252	827, 252	0	
大	学	教	授	57. 5	755, 695	751, 832	3, 863	
大	学	准 教	授	49.6	607, 454	601, 929	5, 525	
大	学	講	師	44.8	526, 945	525, 831	1, 114	
大	学	助	教	38.6	401, 736	392, 790	8, 946	
高	等;	全 校 校	長	59. 4	732, 030	732, 030	0	
高	等	Þ 校 教	頭	54. 5	681, 430	681, 430	0	
高	等学村	交主幹	教 諭	_	_	_	_	
高	等学村	交指 導	教 諭	_	_	_	_	
高	等 学	ゼ 校 教	論	42.0	501, 110	501, 110	0	

海事関係職種〔規模計〕

区 分	平 均 給 与	額	
平均年齢	きょって去		備考
職種	給する給与 所定内給与	時間外手当	
Ī	表 円 円	円	
船 長 · 機 関 長 48.	8 886, 341 862, 007	24, 334	
一等航海士・機関士 42.	3 727, 562 600, 087	127, 475	
二等航海士·機関士 29.	8 525, 953 416, 075	109, 878	
三等航海士・機関士 25.	9 444, 401 370, 887	73, 514	
運 航 士 -	- - -	_	
甲 板 長 · 操 機 長 55.	624, 470 435, 188	189, 282	
甲 板 手 · 操 機 手 39.	3 491, 856 347, 989	143, 867	
甲 板 員 · 機 関 員 22.	334, 508 235, 621	98, 887	

技能 · 労務関係職種〔規模計〕

				.—					
	\		区	分	7£1/A	平	均 給 与	額	
					平均 年齢	きまって支			備考
職	種				平断	給する給与	所定内給与	時間外手当	
					歳	円	円	円	
電	話	交	換	手	54.4	333, 414	309, 290	24, 124	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家	[用乗月	用自動	車運	転手	53.7	494, 839	370, 458	124, 381	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している 者を除く。
守				衛	45.5	388, 153	292, 068	96, 085	
用		務		員	48.7	336, 544	311, 772	24, 772	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

7717) 1~ m		_ \	.,,	·->-			
		区	分	-	平	均 給 与	額	
				平均 年齢	きまって支			備考
職	種		/	十一国口	給する給与	所定内給与	時間外手当	
				歳	円	円	円	
支	J	吉	長	51.1	880, 544	880, 544	0	構成員50人以上の支店(社)の長(5級)
事	務	部	長	51.9	779, 005	779, 005	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職 (5級)
事	務	部 次	長	48.9	741, 493	741, 493	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間) (5級)
事	務	課	長	48. 1	656, 192	647, 419	8, 773	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4 級)
事	務課	長 代	理	44. 6	623, 362	577, 465	45, 897	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
事	務	係	長	42.9	489, 327	447, 408	41, 919	係の長及び係長級専門職 (3級)
事	務	主	任	36. 4	462, 465	373, 934	88, 531	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
事	務	係	員	34. 1	354, 867	298, 926	55, 941	(1級)
工	ţ	坦芴	長	54. 4	730, 298	730, 298	0	構成員50人以上の工場の長 (5級)
技	術	部	長	51. 1	786, 264	786, 264	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職 (5級)
技	術	部 次	長	49. 5	598, 666	598, 666	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間) (5級)
技	術	課	長	47.6	593, 206	585, 337	7, 869	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4 級)
技	術 課	長 代	理	46. 5	519, 606	462, 249	57, 357	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長一係長間)(3級)
技	術	係	長	39. 3	539, 346	432, 045	107, 301	係の長及び係長級専門職 (3級)
技	術	主	任	36. 4	430, 005	352, 090	77, 915	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
技	術	係	員	32.3	385, 171	294, 787	90, 384	(1級)

⁽注) 「備考」欄の () 内は、行政職給料表 (一) の対応級である (第20表その 2 において同じ。) 。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

争秒	ן ניוין 🙏 נ	为一次小块个	王 乀		人上1,000人	・个個」		
		区	分		平	均給与	額	
				平均 年齢	きまって支			備考
職	種			II.	給する給与	所定内給与	時間外手当	
				歳	円	円	円	
支	店	:	長	51.0	602, 220	602, 220	0	構成員50人以上の支店(社)の長(4級)
事	務	部	長	51.7	657, 135	657, 135	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(4級)
事	務部	次	長	50. 1	619, 575	619, 575	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間) (4級)
事	務	課	長	47. 4	549, 154	543, 329	5, 825	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(3 級)
事	務課	長 代	理	43. 3	508, 382	463, 115	45, 267	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
事	務	係	長	42. 1	437, 556	384, 350	53, 206	係の長及び係長級専門職 (2級)
事	務	主	任	38. 1	370, 072	325, 165	44, 907	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職(係長-係員間)(1級、一部は2級)
事	務	係	員	33.8	317, 752	276, 157	41, 595	(1級)
エ	場	•	長	44.3	660, 422	660, 422	0	構成員50人以上の工場の長 (4級)
技	術	部	長	50.6	593, 416	593, 416	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(4級)
技	術部	次	長	50. 5	524, 319	524, 319	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間) (4級)
技	術	課	長	45. 4	522, 743	511, 802	10, 941	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(3 級)
技	術 課	長 代	理	41. 7	466, 116	406, 217	59, 899	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
技	術	係	長	42. 4	472, 977	369, 465	103, 512	係の長及び係長級専門職 (2級)
技	術	主	任	38. 4	392, 212	312, 137	80, 075	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職(係長-係員間) (1級、一部は2級)
技	術	係	員	33. 1	327, 879	272, 707	55, 172	(1級)

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

尹仍		2 1/1/1901	<u> </u>		上一〇人不	M 7		-	
		区	分		平	均 給 与	額		
					平均 年齢	きまって支			備考
職	種			十一图印	給する給与	所定内給与	時間外手当		
				歳	円	円	円		
支	店		長	_	_	_	_	構成員50人以上の支店(社)の長(4級)	
事	務	部	長	49. 4	641, 551	641, 551	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(4級)	
事	務 部	次	長	50.9	577, 182	577, 182	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長-課長間) (4級)	
事	務	課	長	44. 2	491, 053	483, 657	7, 396	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(3 級)	
事	務課	長代	理	40.7	477, 650	418, 134	59, 516	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)	
事	務	係	長	42. 2	426, 969	383, 716	43, 253	係の長及び係長級専門職 (2級)	
事	務	主	任	37. 3	375, 217	322, 730	52, 487	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職(係長-係員間)(1級、一部は2級)	
事	務	係	員	34.0	311, 764	271, 166	40, 598	(1級)	
工	場		長	_	_	_	_	構成員50人以上の工場の長 (4級)	
技	術	部	長	46. 1	566, 734	566, 734	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(4級)	
技	術 部	次	長	45. 3	484, 827	484, 827	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間) (4級)	
技	術	課	長	42.7	437, 714	412, 646	25, 068	2 係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職 (3級)	
技	術課	長代	理	39. 2	438, 190	390, 765	47, 425	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)	
技	術	係	長	42.7	396, 976	363, 877	33, 099	係の長及び係長級専門職 (2級)	
技	術	主	任	37. 9	340, 835	291, 439	49, 396	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職 (係長-係員間) (1級、一部は2級)	
技	術	係	員	31.8	309, 044	271, 992	37, 052	(1級)	